

山田俊男君

山田俊男であります。

各方面で大活躍されておられます石破大臣と初めて質疑を交わすことができるわけでありまして、大変ありがとうございます、よろしく申し上げます。

ところで、今回の畜産の政策価格の決定は大変重要な意味を持っておるといふふうに思います。飼料の高騰が続いた中で、大変コスト高に苦しんでおります。しかし、その一方で卸売価格ないしは市場価格はこの経済危機の中で低迷しているわけですが、大臣が日ごろおっしゃっております永続的な農業経営、持続的な農業経営を図っていくということになる、今この剣が峰に来ているのではないかという思いであります。

といたしますのは、畜産経営はともかく今大変苦しんでいるわけでありまして、このままでは離農がどんどん進むという心配であります。そうなりますと、今こそ経営全体を安定させていくという対策が必要になるわけで、そこへ踏み出していく、その初年度になっていくのではないかと、こういうふうに考えるからであります。

ところで、酪農家は、最近の都府県で見た数字でいいますと、前年比で、八%これは減ってきているわけであります。施設型ですから、更に大規模化して施設型にしますから、いったんやめると、もう離農したら元に戻らないと、こういう実態にあるかというふうに思います。

ところで、飲用乳については昨年の四月に三円上げました。そして、今年の三月から十円上げるといふ取組になっているわけでありましてけれども、ともかく十円分はまだ生産者の元に届いていないわけでありまして。今後課題になりますのは、今後というよりも、まさに今この時点で、小売メーカーも、それからさらには飲用乳業のメーカーも一体小売価格をどういう形で設定するかという大変困難な交渉に入っているかもしれないわけでありまして。

といたしますのは、先ほど来からも議論がありますように、この景気低迷の中で飲用の需要がずっと減っていくという心配があるわけで、このまま値段が上がらない、そして生産者にはしかるべき価格を払わなきゃいかぬということになったときに、中小の乳業メーカーは大変な困難に遭っているという声も聞こえてくるわけでありまして。間に立つ飲用乳業のメーカー、とりわけ中小メーカーが経営できないということになったら、生産した牛乳は一体どういう形で消費者に届けるのかという大問題を抱えるわけでありまして。そうなってしまうと、それこそ本当に根底から我が国から酪農がなくなる、新鮮な牛乳が飲めない。率直に言えば、こんなことは絶対起こしてはなりません、メラミン入りの牛乳になってしまうということになったら、それこそ大変な事態であるわけでありまして。

ところで、加工向け主体の北海道の酪農に対しましては補給金の仕組みがあります。しかし、補給金の仕組みは、価格対策全体のうち、加工原料乳の取引価格が、これは

メーカーとの間で取引が決まっていくわけでありまして六十五円内外、一方、この補給金の水準は十一円八十五銭という水準です。この十一円八十五銭にいろんなコストを反映させるということになっているわけですが、十一円八十五銭にコストを反映して掛かったにしても、元々単価が小さいですから、そのことが経営全体を支えていく所得補償になるには極めて不十分なものでしかないわけです。

しかし、この十一円八十五銭の水準はやっぱり大事でありまして、ここがしっかりしたものになることによって、都府県の牛乳は、それぞれに支えられて都府県の牛乳が存在しております。都府県の牛乳は、しかしそうであっても、乳業メーカーとの取引の価格設定の中でしかまさに価格を決められないという事態にあるわけでありまして。このままでは本当に都府県から酪農が消えてしまうのではないのかという心配であります。

じゃ、北海道から生乳を入れてくればいいのかということでありまして、その北海道にしても牧草のやっぱり確保に一定の限界があるということでありまして、更に大事なものは、出てきますふん尿を堆肥化して、それを還元する牧草にも当然限りがあるわけでありまして。北海道から都府県に牛乳を持ってくるときに堆肥と一緒に運んでこれれば、それはそれで一つの手だてかもしれませんが、そんなことはもう到底できないわけでありまして。

こうなってくると、都府県で本当に新鮮な牛乳がちゃんと飲めるのかということと同時に、もう一つは、やはり都府県におきまして酪農があって、その堆肥があって、その堆肥が新鮮な野菜の生産につながっている、耕種農家の、健康な安全な耕種農業につながっているということがあるわけでありまして。そうした意味合いからしましても、酪農経営に対する所得補償の仕組みと、それと価格保証をきちんと行える乳業メーカーと生産者団体との交渉の仕組み並びにその交渉を行う体制について大変大事な課題になってくるといふふうに思っております。

さて、これらのことについて大臣の考えをお聞きしたいと、こう思います。

国務大臣（石破茂君）

多岐にわたって御指摘をいただきました。全部お答えができなければ、また後から御指摘をいただければと思っております。

私は、都府県の飲用乳について、これをきちんと残していかなばならないと思っております。それは家族酪農が多いわけですが、そういうものはきちんと残していかなばならない、そういう認識は持っておるところでございます。

十円上げるわけですが、さて、そうすると消費が減るわけで、セーフティネットはちゃんと張らなきゃいけないって話は今日ずっとさせていただきました。それをきちんとやるということでありまして。そして、再生産が可能となる乳価を確保するということが最も重要なわけで、二十年度におきましては二次にわたってこれを引き上げたわけですが、今後ともそういうような臨機の対応というのはしていかなばならないと思っております。

参議院農林水産委員会 / 2009年3月4日

問題は、生産者の皆様方の団体において生乳販売の権限が一元化されていないというのが大きくて、これが交渉力の強化をディスターブというか阻害しているということになっておるわけでございます。このため、大規模な貯乳施設とか大型ローリー車とか、そのような集送乳合理化、このハード整備を通じまして生産者団体の機能強化を図りたいと考えております。

昔話をしますと、今から二十年ぐらい前ですかね、私、当選二回のころ、自民党の酪農畜産対策の委員長なぞというものをやっておりました。そのころ委員ともいろんな議論をさせていただいたことを覚えております。当時と余り、もちろん不足払いみたいな制度でしたから、当時は、それとは少し変わってきているわけでございますが、やはり北海道と都府県というのをどう考えるかという問題。それから、中小のメーカーと大メーカーというのも、これもまたいろいろ現場へ行くと複雑な関係にございます。資本力に物を言わせてということになっちゃうと、中小のメーカーってやっていけなくなっちゃいますんで、これをどう考えるかということも私の問題意識にございます。

もう一つは、大規模量販店というものをどのように考えるか。大規模量販店において、どおんと目玉みたいに安売り牛乳なぞというのが出てくるわけでございますが、これをどのように考えていったらいいのか。

いずれにいたしましても、一つ一つはちっちゃな酪農家の方々の価格交渉力というものをきちんと持っていただくということが一番肝要なことではないかと私は認識をいたしております。

山田俊男君

大臣のおっしゃいます生産者団体の販売の一元化、さらには生産者団体の機能強化が必要だという問題意識は、私もそのとおりだというふうに思いますので、是非御決定になります政策・価格対策の方向にしっかり盛り込んでいただきたい、こんなふうに思うところであります。

ところで、公正取引委員会の中島部長さんをお願いしたいわけでありまして、ともかく昨年十月に十円上げますよというふうに決めましたけれど、それは具体的にはこの三月からやりますと、こうなっているわけでありまして。今後はというよりも、まさに今、この時点でもうそうかもしれませんけれど、乳業メーカーとバイイングパワーを持ちます大規模量販店との間で小売価格をどう決めるかという大変な交渉になっているのではないかとこのように思います。

公正取引委員会は、我が国の牛乳を取り巻く事情を十分踏まえていただいた上での適切な対応が必要だというふうに考えますので、その考えをお聞きしたいと思っております。

政府参考人（中島秀夫君）

お答え申し上げます。

今委員お話のありましたとおり、飼料価格の高騰等を受けまして、昨年来、乳価が

参議院農林水産委員会 / 2009年3月4日

二回にわたりまして改定が行われているということは私どもも十分承知しております。

今後とも、各取引当事者間におきまして引き続き十分な協議がなされることが何よりも望ましいと考えておりますが、私ども公正取引委員会といたしましても、委員の今お話のありました大規模小売業者によります中小の乳業メーカー等の乳業者に対する優越的地位の濫用等の違法行為につきましては、これが行われないよう状況の推移を十分注視してまいりたいと考えております。

山田俊男君

どうぞ、今お話がありましたように、円滑な小売価格の決定ということについては是非監視、見守りをお願いしたいと、こんなふうに切にお願いするところであります。

さて、肉用牛は、これも飼料高騰の中で、繁殖農家は子牛の価格が上がらないとやっていけないわけでありまして。これを買って飼育する肥育農家は、子牛価格が上がって、かつえさも上がっているわけですから、相当の卸売価格が、市場価格が決定しないと経営がやっていけないということでありまして。しかし、これについては、これも消費者の家計が締まっているものですから、需要が伸びない。結果として、価格は低迷しているし在庫も増えていると、こういう事態にあります。

繁殖農家の子牛対策としては、三つの事業が手を打たれております。かつ、肥育農家の肉用牛については、マル緊と補完マル緊という形での経営安定対策が講じられているわけでありまして。これについて、もっと分かりやすい仕組みにできないかという声がいっぱいあるわけでありまして、それにこたえる検討がどんなふうになされているか、是非お聞きしたいと思っております。

政府参考人（本川一善君）

分かりやすい仕組みにしたいという気持ちは強く持っております。

ただ、税金を投入する形になりますとすれば、やはり永続的に税金を投入するというのではなくて、やはり一定の御努力をいただいて、いずれはその投入が必要でなくなるというような姿をつくっていくということが必要であろうかと思っております。

例えば、子牛の価格が四十万円を割り込んだというような事態でありますと、やはりその安くなっているのは、なかなか母牛が随分お年寄りでいい子牛が生まれないからだとか、いろいろな要素がございます。そういうことを考えまして、四十万円を頑張った方には補償すると、補てんをするという考え方の一つとして、やはり次の種付けのときにいい精子を付けていただくとか、そういったような御努力をいただいた場合に一定の支援を差し上げるといったような事業を講じさせていただいております。仮にこれを一本化しますれば、保証基準価格というのは一定の価格を割り込んだら必ずお払いするということになるわけでありまして、そういう政策目的なりとの兼ね合いを含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、今申し上げましたように、一定の目的に取り組んでいただいた場合に一定の支援を差し上げるということがやはり最低限必要ではないかなと思っているところでございます。

山田俊男君

是非、分かりやすい仕組みであることがまた生産者に元気を出させる源になるということでもありますので、大変難しい課題を抱えておられるということはそれなりに承知しているつもりでありますけれども、その努力をやっていただきたい、こんなふうに思います。

ところで、こんな困難な環境に置かれながら、これは野村政務官に是非お尋ねしたいわけではありますが、私は、鹿児島で肉用牛農家の現地調査をさせていただいたわけです。この肉用牛経営の基礎となる子牛の繁殖農家について、鹿児島県の例を見ますと、七十歳以上の繁殖農家の数が全体の繁殖農家の五六%を占めています。さらに、飼養頭数では二〇%も占めていると、こういうことでもあります。そして、聞きますと、これらの農家こそが優良繁殖牛を大変大事に育成しているということでもありますし、一方、中山間地等耕作放棄地となりがちな畑で牧草地化を進めていると。大変な努力をやっているわけで、こうした七十歳以上の高齢農家がこの繁殖農家なしはこの肥育農家の子牛対策を支えていると言ってもいいかというふうに思います。

こうした小規模な高齢農家、これを大事にしていくということが我が国の、牛はもちろんでありますけれども、地域を守るという意味でも大変大事だというふうに思うわけですが、これらについて一体どういう政策を行おうとされているのか、お考えをお聞きしたいと思えます。

大臣政務官（野村哲郎君）

お答え申し上げたいと思えますが、山田先生とは、つい先般も鹿児島の繁殖農家を調査をしていただきました。ただ、あの農家は規模も比較的大きいし、そしてなおかつ後継者でございましたので、言わば今の御質問の内容とはちょっと違う農家でございます。

ただ、今、先ほど御指摘のございましたように、繁殖基盤というのは大変脆弱といえれば脆弱なんです、高齢者の方々に支えておるといえるのは、これはもう事実でございます。

全国的には、先ほどのお話のとおり、七十歳以上で大体三割強、三三%、私の鹿児島では四四%という、大変、七十歳以上の元気なお年寄りがこれを支えているという状況でございます。しかも、また鹿児島のお話させていただきますと、この農家の皆さんが飼育している頭数というのは二万八千五百頭あります。十三万五千頭の中の二万八千でありますので二割、二四%ぐらいになると思うんですが、非常なウエートが高い、重要な役割を担っておるといえるふうに認識をいたしております。

ただ、お年寄りが一番何が困っておられるのかということ、やっぱり日常の仕事につ

参議院農林水産委員会 / 2009年3月4日

いてはさほどお困りじゃないんですが、要は子牛を市場に持っていく、車に乗せる、そして搬送していくという、そういった引き出し等なかなかこれが難しいんで、私も農水省としてはヘルパー活動推進事業等々でお助けを、お手伝いをしていると。こういった事業を全国で、事業規模でいくと八億ぐらい出ておりますが、これをますますやっぱり拡充していく方向が必要だろうと、こんなことも考えております。ただ、いずれこういうお年寄りの方々は近い将来にリタイアされていくであろうというふうに思いますので、やはり世代交代というのにも必要であります。

そういった新たな農家の参入とか、あるいはまた規模拡大等々にもいろんな施策を講じておりまして、おかげをもちまして、今、規模あるいは新規参入農家も増えつつございますので、どうかこういう緩やかな世代交代を通じながら繁殖基盤の維持、そして強化に努めていかなきゃならないという認識であるところでございます。

山田俊男君

ありがとうございました。

次に、飼料米の対策につきましてお聞きしたいわけでありまして、本川局長にお尋ねします。

先ほど、舟山委員の質問に対しまして、飼料米対策の重要性はありますと、昨年の対策に比べて今年は二万円も対策費を増額しましたよというふうにおっしゃっておられましたが、ところで、二万円を上げていくという対策の内容には、まだこれは検討中だというふうに思いますが、稲わらをえさとして使った場合ということがあるようでありまして、ところが、養鶏農家に対する対策だったり養豚農家に対する飼料米の供給だったり、地域によりましてはそれこそ牛がないという地域もあるわけでありまして、そういうところでは稲わらをそれこそえさとして供給することについては相当な制約があります。としますと、二万円上げましたよといったってそれは形になっていないわけでありまして。

是非、私が申し上げたいのは、御案内のとおり、昨年の対策で、飼料米をそれぞれ、流通、加工、そして保管して供給するという、その流れに対してキログラム当たり二十五円、総額にして十アール一万三千元ですかね、そういう対策がなされていたと思います。まさか、それこそえさ米の対策を今度力いっぱいやっていこうというその初年度に、スタート台にして取り組もうというときに、この対策を、昨年限りの話でしたということにされるわけじゃないんでしょうねということをお聞きしたいわけでありまして、これは極めて大事な私の質問でありますので、適切に思い切って答えていただきたいと、こんなふうに思います。

政府参考人（本川一善君）

先ほど御説明で最高六万八千円というふうに申し上げました。まさに御指摘のとおり、一般会計から五万五千円が交付されまして、畜産の関係の予算から一万三千元、これはわらまで利用していただいた場合ということをお願いをいたしております。

畜産のサイドで見ますれば、やはり植わっている稲を全部利用していただくということが畜産サイドにとっては最も理想的でございますので、そのような助成として一万三千円を交付したいというふうに思っております。それをやりますれば、単収なり単価にもよるのでありますが、わらの代金それから飼料用のお米の代金、全部合わせまして十万円を超えるか、あるいは少し切るぐらいの水準にまで農家の方の手取りが確保できるというふうに私ども考えております。

昨年との関係でございますが、昨年は緊急に飼料米を進めるということで、一般会計予算が御審議いただいている中で何らかの支援がということで、先ほどの一万三千円の流通助成というのは畜産の助成で措置をいたしました。その分につきましては、先ほどの五万五千元という一般会計の予算の中に二十一年度は吸収をして要求をし、今御審議をいただいているところでございまして、私どもとしてはそういうものを御理解をいただきたいなと思っております。

わらが利用できないようなところにつきましては、耕種側にとっては水田で転作作物である飼料米が作れるといったようなメリット、それから飼料米については、畜産サイドではオレイン酸が増すとかそういう肉質を良くするというようなメリット、そういうようなメリットを全体として御評価をいただいて取り組んでいただけるようにお勧めをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

山田俊男君

どうも今の答弁では、まだ審議中なのかもしれませんが、私にとりまして受け入れられない内容のものでありますので、是非、それこそ海外の飼料穀物に全面的に依存していた我が国の畜産をきちっと転換していく第一歩としての飼料米の生産があるわけでありますから、畜産のサイドでもこれをスムーズに思い切って進めるための対策の一環として、今申し上げました対策は、ましてや昨年やった内容でありますから、昨年やった内容を引き続いて是非検討してもらいたい、こんなふうに強くお願いするところであります。

さて、もう一つ、これもなかなか大事な対策でありまして、近藤副大臣にこれは聞いておきたいと、約束してもらいたいというふうに思っているわけでありますけれど、水田フル活用対策と関連しまして、飼料米の生産については生産調整の拡大分に限るというふうに、原則はそうした。

しかし一方で、特認の仕組みということで、生産調整で何も作付けしていない調整水田や、それから、麦や大豆を作付けしていたとしても、条件が悪くて収量も低いところ等について地域水田農業協議会で認めれば、それは対象にしていくよという内容やに聞いているところでありますが、しかしこれでは大々的な取組を阻害しかねないという心配があります。

もちろん、きちんと作られている大豆や野菜、麦、この生産を壊すものであってはならないし、ブロックローテーションをやって計画生産をきちっと行っているという対策を壊すものでは決してないというふうに思いますが、しかし、飼料米の国内生産

と、それと飼料として供給することによって良質な豚肉や鶏卵の消費者への提供という、大変、我が国の畜産の、これも何度も言いますが、転換の第一歩なんです。そういう意味合いでも、この取組を大胆に踏み出すといいますが、取組にしてもらいたいというふうに思っています。

といいますのは、私のふるさとの町で、十二人の青年農業者のグループは、仲間の養鶏農家に供給するために十二ヘクタール、九十四トンの飼料米の生産を昨年取り組んだんです。ところで、これ、三万五千羽の常時飼養の鶏に対して七%の混入に該当します。十三年間この鶏卵をやってきたその農家にとっては、この七%入れただけで、これほど外見も品質もいい卵を生産できたのは初めてだと、こう言っているわけでありまして。この混入を一〇%にしたいと、こう言っているわけです。そのために、飼料米の作付けを二十ヘクタールに拡大したいと。

ところが、私のふるさとはきちっと徹底して生産調整をやっているわけです。こういう地域に、この十二ヘクタールを二十ヘクタールに拡大するといったときに、対象じゃありませんよというふうなことを言って通りますかということなんですよ。

是非、これらの取組についてやはりきちっと踏み込んでいくという対策が必要だというふうに考えますので、副大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

副大臣（近藤基彦君）

飼料米については、これは重要な作物であるということはもう御認識のとおりで、我々もそう認識しております。一方、麦、大豆も今まで転作作目の中で大変重要に我が省としても扱ってきたわけでありまして。ですから、先ほど山田委員もおっしゃったとおり、麦、大豆で成功してきちんと団地化をしたり、ブロックローテーションや集落営農できちんと取り組んでいらっしゃって、なおかつ実需と結び付いたり、ある程度の利益を上げていらっしゃるところをわざわざやめて飼料米にするのかどうかというのはいかがなものかなと。

ただ、先ほど言ったように、条件が不利な場所、あるいは私の県でもそうなんですけれども、大豆を数年頑張ってみただけけれども、なかなか固定払いはもらえても成績払いのところまでは届かないと、なかなか収入にならないというような条件不利な地域の人たちもいるわけで、ですから、そういうところは地域の協議会長さんとお話をして認めていただければ、あるいは連作障害が出てなかなか作れない、毎年毎年はなかなか難しいというようなところにちょっとローテーション的に飼料米を入れていただくというようなことは、そういう特認制度は設けてありますので。

ですから、規模を拡大するときのその規模拡大分の土地がどういうものであるかというものをよく、本当に意欲ある生産組合だと思えます。ですから、そういった意味では大変意欲的に取り組んでいただけて有り難いわけでありまして、どうぞそこは地域の中でお話をいただいて、そこはどうしても規模を拡大しちゃ駄目ですよというような話は、我々も大いに規模を拡大していただきたいと思っていますので、これは麦、大豆も同じなんです。麦、大豆も規模を拡大していただきたい。水田もフル活

参議院農林水産委員会 / 2009年3月4日

用していただきたい。その地域の農家の皆さん方に、どういうものが一番その地域に合っているのか、それを選択の幅を広げたということでもありますので、どうぞそういうふうに御理解をいただきたいと思います。

山田俊男君

もう、すぐ終わります。

副大臣、このことも、実需と結び付いたこの取組は畜産農家と稲作農家との間の連携として地域であるわけでありますから、それを増やしていくというための対策としてこれは是非必要なもので、このこともまだ時間がありますからしっかり検討の上決定いただきたい、こんなふうに思います。

ありがとうございました。